

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月25日

射水市長 夏野元志

射水市条例第18号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成24年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による届出をしている夫婦（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条で規定する住民票の記載事項により夫婦であることを確認できる夫婦）又は戸籍法第74条の規定による届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦（附則第4項において「事実婚の夫婦」という。）をいう。

附則に次の1項を加える。

（助成金の交付申請及び請求に関する特例）

- 4 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に特定不妊治療に係る1回の治療が終了した事実婚の夫婦及び令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に一般不妊治療を受けた事実婚の夫婦については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年9月末日までに交付申請書兼請求書

を提出できるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の射水市不妊治療費助成に関する条例の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後に特定不妊治療に係る 1 回の治療が終了した夫婦及び令和 3 年 1 月 1 日以後に一般不妊治療を受けた夫婦に適用する。